

## 第三者行為の手続きをとられる方へ (自賠請求可能な自動車事故)

次に掲げる書類を提出してください。

- 1 第三者行為による傷病届
- 2 事故状況報告書
- 3 交通事故証明書（自動車安全運転センターから取得） ※別紙参照
- 4 同意書（被保険者側記入）※2枚作成し、2枚とも提出してください。
- 5 誓約書（相手方記入）※2枚作成し、2枚とも提出してください。
- 6 人身事故証明書入手不能理由書

※「人身事故」の交通事故証明書が取得でき、かつ、事故証明書に被保険者氏名が記載されている場合には記入不要です。

※交通事故証明書が取得できない場合や、「物件事故」扱いの交通事故証明書を取得した場合は記入してください。

### 【提出先】

上尾市 保険年金課（1階 ⑪番窓口）

国保給付担当：山内・高橋・松澤

〒362-8501

上尾市本町三丁目1番1号

【電話】048-775-5136（直通）